

収入印紙
4000円

【株式会社朝倉組 工事下請基本契約書】

元請負人 株式会社 朝 倉 組 (以下「甲」という。)と下請負人 (以下「乙」という。)とは、甲と発注者との契約(以下「元請契約」という。)にかかる工事(以下「元請工事」という。)を完成するため、元請工事の一部について、添付の工事下請基本契約約款(以下「約款」という)と次の条項とに基づいて請負契約を結ぶ。

第1条 甲が注文し、乙が施工する個々の工事(以下「個別工事」という。)については、甲が乙に注文書を交付し、乙が甲に注文請書を提出した時契約(以下「個別契約」という。)が成立するものとする。

第2条 この工事下請基本契約(以下「本契約」という)の存続期間は4月1日に始まり翌年3月31日までの1か年とする。ただし、契約期間満了30日前までに甲又は乙から文書による解約の申し入れがないときは、3月31日をもって更に1か年自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。年度の途中において契約を結んだ場合も同様とする。

第3条 本契約の終了時において、現に履行中の個別契約があるときは、その契約に関し本契約の各条項はなおその効力を有するものとする。

第4条 本契約の締結以前に甲乙間で締結済みの旧基本契約は、本契約の締結をもって効力を失うものとする。但し、旧基本契約(約款)に基づき締結済みの個別契約については、当該工事の終了まで旧基本契約(約款)の定めによるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日	(甲) 元請負人	住 所	東京都多摩市落川1251番地
		社 名	株式会社 朝 倉 組
		代表者名	代表取締役 朝 倉 泰 成
	(乙) 下請負人	住 所	
		社 名	
		代表者名	

【工事下請基本契約約款】

- 第1条 (総 則) 甲と乙は、甲と発注者との契約(以下「元請契約」という)にかかる工事(以下「元請工事」という)を完成するため、元請工事の一部について、注文書・注文請書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、仕様書その他の図書(以下これらを「設計図書」という)及び甲の定める見積要綱に従いおのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。
- 第2条 (適用範囲) 甲が注文し、乙が施工する個々の工事(以下「個別工事」という)の契約(以下「個別契約」という)について、注文書・注文請書、設計図書及び見積要綱に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。
- 第3条 (個別工事の契約) 乙は、個別工事について設計図書及び見積要綱に基づいてあらかじめ見積書を提出する。甲は、見積書を審査のうえ注文書を発行し、乙は、これに対し注文請書を提出する。
2. 前項による甲の注文に対し、乙においてこれを引受ける意思のないときは、乙は、その旨をすみやかに書面をもって甲に通知する。
3. 第1項の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、すみやかに甲に返納する。
- 第4条 (請負代金内訳書及び工程表) 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。
- 第5条 (工事目的物等の所有権) 工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、そのつど甲に帰属する。
2. 工事現場に搬入された工事材料の所有権は、甲に帰属する。ただし、検査の結果不合格となった部分については、この限りでない。
- 第6条 (関連工事との調整) 甲は、元請工事を円滑に完成するため、個別工事と施工上関連ある工事(以下「関連工事」という)との調整を図り、乙はその指示に従う。
2. 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。
- 第7条 (法令等遵守の義務) 甲及び乙は、施工に当たり建築業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
2. 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。
3. 乙は、施工に当たり、乙の下請負人(下請負人が数次にわたって行われるときは、二次以下のすべての下請負人を含み、以下「再下請負人」という。)に前2項に規定する法令及び行政指導並びに甲の指示・指導を遵守させる。
- 第8条 (秘密の保持) 乙は、個別契約の履行に当たり知り得た発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別工事の完成後であっても他に漏らしてはならない。
2. 乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ。)及び再下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。
- 第9条 (特許権等) 乙は、自己が保有し若しくは常用する又は第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の書面による指示によって使用するものについてはこの限りでない。
2. 乙は、個別契約の履行に際して知り得た施工方法、工事材料、機械器具等、又は甲と共同で開発した施工方法、工事材料、機械器具等について、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させてはならない。
- 第10条 (安全・衛生の確保等) 甲は、施工に当たり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。
2. 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にし、自主的に災害防止活動を推進する。
3. 乙はその被用者又は再下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)の取扱については、注文書・注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。
- (1) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は再下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故等にかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。
- (2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。
4. 乙は、甲が別に定める 安全協力会 に原則として加入しなければならない。
- 第11条 (事業内容の報告) 甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容等について報告を求めることができる。
- 第12条 (意見の聴取) 甲は、施工上の工程の制部、作業方法等を定めるに当たって、あらかじめ乙の意見を聴取する。
- 第13条 (契約保証) 甲は、乙に対して、この約款及び個別契約に基づく債務の履行を確保するため、必要な担保(金銭保証人及び工事完成保証人を含む。)の提供を求めることができる。
2. 金銭保証人は、乙の債務不履行により生ずる一切の金銭債務につき、乙と連帯して保証の責を負い、工事完成保証人は、乙が当該工事を完成することができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成する責を負う。
3. 甲は、一旦提供された金銭保証人又は工事完成保証人について、それが不適当と判断したときは、乙に対してその変更を求めることができる。
- 第14条 (書面主義) この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。
- 第15条 (権利義務の譲渡) 甲又は乙は、この約款及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。ただし、相手方の書面に

- よる承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)甲より貸与を受けた機械器具等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第16条 (一括委任又は一括下請負の禁止) 乙は、如何なる方法名目を問わず一括して個別工事の全部又は一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適用を受けない工事については、あらかじめ元請工事の発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第17条 (関係事項の通知) 乙は、甲に対して個別工事に関し、次の各号に掲げる事項を個別契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。
- (1) 建設業の許可業種及び番号(許可通知書の写しを添付)
- (2) 現場代理人、主任技術者及び専門技術者の氏名
- (3) 雇用管理責任者、安全衛生責任者、安全管理者及び衛生管理者の氏名
- (4) その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- (5) 工事現場において使用する作業員の氏名及び一日当たり平均作業員数
- (6) 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- (7) その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。
- 第18条 (再下請負人の関係事項の通知) 乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
- (1) 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- (2) 建設業の許可業種及び番号(許可通知書の写しを添付)
- (3) 現場代理人、主任技術者及び専門技術者の氏名
- (4) 雇用管理責任者、安全衛生責任者、安全管理者及び衛生管理者の氏名
- (5) その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
- (6) 工事の種類及び内容
- (7) 工期
- (8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員の氏名及び一日当たり平均作業員数
- (9) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- (10) 下請負契約書の写し
- (11) その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。
- 第19条 (作業所長) 甲は、自己に代わって工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおくときは、その氏名を乙に通知する。
2. 乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認等を求めたときは、作業所長は遅滞なくこれに応ずる。
3. 作業所長は、この約款に基づく検査、立会等のため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。
4. 第1項及び前項の通知は、工事現場に掲示することによって、通知にかえることができる。
- 第20条 (乙の現場代理人、主任技術者及び専門技術者) 現場代理人は、乙に代わって工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し又は制限するときは、甲の書面による承諾を要する。
2. 現場代理人は、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。
3. 主任技術者及び専門技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。
4. 現場代理人と主任技術者及び専門技術者はこれを兼ねることができる。
- 第21条 (工事関係者に関する措置請求) 甲は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他乙が施工のために使用している再下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
2. 乙は、作業所長又は現場監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
3. 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。
- 第22条 (工事材料及び工食用機器) 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工食用機器について適当でないと思えたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。
2. 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工食用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。
3. 第1項による不合格工事材料又は適当でないと思えた工食用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。
4. 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。
- 第23条 (立 会) 乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求め、
2. 乙は、調査を要する工事材料のうち、作業所長が必要と認めるものについては、作業所長の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。
3. 作業所長は、乙から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
4. 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、作業所長の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。
- 第24条 (支給材料及び貸与品) 甲の支給材料又は貸与品(従業員宿舍等を含む。以下同じ)は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとす。
2. 乙は、支給材料又は貸与品の品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと思えたときは、遅滞なくその旨を作業所長に通知する。
3. 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。
4. 乙は、支給材料又は貸与品を受領したときは、直ちに甲に預り書又は借書等を提出しなければならない。
5. 乙は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用し又は保管の責を負う。
6. 乙は故意又は過失によって、支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、直ちにその旨を甲に通知すると共に甲の指定した期限内に代品を納めるか、又は原状に復せしめ、若しくはその損害を賠償しなければならない。
7. 乙は、支給材料(有償支給材料を除く)が不用となったときは貸与品が使用済みとなったときは、すみやかに修理清掃の上、甲の指定する場所に乙の費用で返却する。
8. 支給材料又は貸与品が有償であるときは、その材料代金又は貸与料を乙に対する請負代金支払い分から差し引くものとする。
- 第25条 (設計図書不適合の場合の改造義務) 乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。
2. 甲は、乙が前項の改造を行わないとき、又はこれを行わないことが明らかであるときは、乙の費用負担において、自ら行うか又は第三者にこれを行わせることができる。
3. 第1項ただし書のときであっても、工事の施工について乙に故意又は重大な過失があるとき又は乙がその適当でないことを知りながら、あらかじめ甲に通知せずに施工したものであるときは、乙は、その責を免れない。
- 第26条 (条件変更等) 乙は、施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発生したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。
- (1) 設計図書と工事現場の状況とが一致しないこと
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)
- (3) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状況が生じたこと
2. 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発生したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。
3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。
- 第27条 (工事の変更、中止等) 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止

させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

第28条 (乙の請求による工期の延長) 乙は、天候の不良などその責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を要求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第29条 (甲の請求による工期の変更等) 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を要求することができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

2. この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3. 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第30条 (賃金、物価の変動等に基づく請負代金額の変更) 工期内に賃金若しくは物価の変動又は関係法令等の制定、改廃により請負代金額が著しく不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。ただし、甲の元請契約において甲の請負代金額が変更されなかった場合は、この限りでない。

第31条 (危機の措置) 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して危機の措置をとる。

2. 乙が前項の規定により危機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分についての甲の負担額は、甲乙協議して定める。

第32条 (一般的損害) 第38条(完成検査及び引渡し)第3項による工事事務物の引渡し前に、工事事務物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この約款において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第33条 (第三者に及ぼした損害) 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

3. 工事事務物及び作業員の通勤用車輦等の使用について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

4. 乙は、工事期間中、工事事務物及び作業員の通勤用車輦等を使用するにあたり、自動車賠償責任保険(強制加入保険)を付保するほか、対人事故の場合の支払限度額を無制限、対物事故の場合の支払限度額を500万円以上とする賠償責任保険(任意加入保険)を付保しなければならない。

5. 乙は、再下請負人に対しても、前項の規定を遵守させるよう指導しなければならない。

第34条 (天災その他不可抗力による損害) 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場搬入済みの工事材料(いずれも作業所長が検査したものに限り)に損害を生じたときは、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づき部分を除き、甲乙共同してこれを負担するものとし、その負担額については取片付けに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

2. 前項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、前項の甲の負担額からこれを控除する。

第35条 (工事の検査等) 甲及び元請工事の発注者又はその代理人から個別工事に関する検査等の申入れがあったときは、乙はすみやかにこれに応じなければならない。

第36条 (完成検査及び引渡し) 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。この場合、甲は当該検査の結果を乙に通知する。

2. 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示に基づき乙の負担において遅滞なくこれを修補して甲の再検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前項の規定を適用する。

3. 乙は、完成検査に合格したとき、甲の指図に従ってすみやかに残材の処置、あと片付け、清掃等を行い、直ちに工事事務物を甲に引渡すものとする。

第37条 (部分使用) 甲は、前条第3項の規定による引渡し前においても乙の工事事務物の全部又は一部を使用することができる。

2. 前項の場合において、甲は、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

第38条 (部分引渡し) 設計図書の内容により又は甲乙双方の合意により、甲が乙より工事事務物の一部について引渡しを受ける場合は、第36条(完成検査及び引渡し)の規定を準用する。

第39条 (請負代金の支払方法及び時期) 個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書・注文請書に定めるところによる。

2. 甲は、やむを得ない場合には、注文書・注文請書の内容にかかわらず、乙の同意を得て、請負代金の支払時期又は支払方法を変更することができる。

3. 前項の場合において、甲及び乙は、乙のこうむった損害の負担について協議して定める。

第40条 (前金払) 乙は、注文書・注文請書の定めるところにより、甲に対して、請負代金についての前払金を請求することができる。この場合において、甲は、乙に対し、相当の担保を要求することができる。

第41条 (部分払) 乙は、出来形部分、工事現場に搬入した工事材料並びに製造工場等にある工場製品(但し、いずれも作業所長の検査に合格したものに限り)に相当する請負代金相当額について、注文書・注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2. 前項の場合において、乙の請求額は、注文書・注文請書の定めるところにより、前項の請負代金相当額からその10分の1以内の額を控除して得た額とすることができる。

3. 甲は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、部分払いを行う。

4. 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は前払金支払い時の契約条件に従い、乙の請求にかかる部分払い相当額から前払金の全部又は一部を控除した額とする。

5. 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

第42条 (完成時の支払) 乙は、個別工事が第36条(完成検査及び引渡し)の検査に合格したときは、引渡しと同時に、請負代金の支払いを請求することができる。

2. 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、請負代金を支払う。

第43条 (賃金などの立替払) 乙又は再下請負人が作業員、再下請負人、材料商等(以下、本条において「作業員等」という。)への賃金、工事代金、材料代金等(以下本条において「賃金等」という。)の支払いを遅延し又は遅延するおそれがあるなどの事由により紛争等が生じた場合は、乙の責任と負担でこれを解決し、甲に迷惑を掛けない。

2. 前項にかかわらず、乙又は再下請負人が賃金等の支払いを遅延する可能性が高いと認められる場合は、甲は、作業員等からの書面による申出により、これを立替え支払うことができる。

3. 甲は前項の立替払を甲の任意の時期に行うことができるものとし、乙はこれに対し異議を申し立てない。

4. 甲は、前2項の規定によって、立替え支払ったときは、これを乙に対する立替金(再下請負人の作業員等に立替え支払いをした場合にも、乙が行う再下請負人の作業員等に対する立替え支払いを甲が代わって立替え支払いをしたものとして乙に対する立替金として取り扱う)として弁済期限到来の前後を問わず乙に対する債務と相殺することができる。

第44条 (乙の中止権) 次の各号の一にあたる場合は、乙は工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知する。

(1) 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき

(2) 天災その他不可抗力により、工事事務物に損害を生じ、あるいは工事現場の状況が変動したため、施工できないと認められるとき

2. 前項1号の場合においては、甲は、乙がその工事の履行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工事事務物等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。前項2号の場合においては、甲乙共同して事象の收拾に当たる。

第45条 (かし担保) 甲は、工事事務物のかしについて、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2. 乙は、甲が前項により修補を求めたときは、その期間内に修補を行う。この場合において、乙が修補を実施しないときは、乙の費用負担において、甲が自ら修補し又は第三者に修補させることができる。

3. 第1項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、乙が甲に工事事務物を引き渡した時から、甲が元請工事の発注者に工事事務物を引き渡した後2年を経過するまでの期間とする。ただし、注文書・注文請書にその期間を定めたときはそれによる。

4. かしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合については、前項の請求をすることができる期間は10年間とする。

5. 元請工事の全部又は一部が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下「住宅品質法」という。)第2条第1項に定める新築住宅(以下この項において「新築住宅」という。)である場合においては、工事事務物のうち住宅品質法第37条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第6条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、乙は甲に工事目的物を引き渡した時から、甲が元請工事の発注者に新築住宅を引き渡した後10年を経過するまでの間第1項の責任を負う。ただし、注文書・注文請書にその期間を定めたときはそれによる。

6. 工事事務物が第1項又は前項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、前3項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。

7. 第1項又は第5項の規定は、工事事務物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等が不適当であることを知りながら甲又は作業所長に申し出なかったときは、この限りでない。

第46条 (履行遅滞の場合における損害金) 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して、工期を延長することができる。

2. 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(以下「支払遅延防止法」という。)第8条に定める割合で計算した額とする。

3. 第1項の場合において、甲は、元請工事の発注者あるいは他の関係業者から損害金等を求められたときは、乙に対して、前項の損害金のほか、その額を請求することができる。

4. 甲の責に帰すべき事由により、注文書・注文請書に定める請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。ただし、乙が建設法第24条の5第1項に定める請負人に該当する場合は甲は、建設法第24条の5第4項の定めにより遅延利息を支払う。

第47条 (甲の解除権) 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき

(2) その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき

(3) 施工技術、労務管理、安全衛生管理等が拙劣不良で甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあると認められるとき

(4) 乙又は乙の代理人の所在が不明のとき、又は工事を放棄し若しくは正当の事由なく工事を中止したとき

(5) 資産、信用又は事業に重大な変更を生じ、この約款又は個別契約の履行が困難と認められるとき

(6) 仮差押え、差押え、仮処分若しくは破産の申請又は破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始・特別清算開始・特定調停手続開始若しくはその他の倒産関連手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき

(7) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき

(8) 支払いを停止したとき、手形交換所の取引停止処分があったとき又はそれらのおそれがあるとき

(9) 建設業の許可が効力を失い、あるいは取消され、又は営業の全部若しくは一部の停止処分を受けたとき

(10) 第49条(乙の解除権)第1項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき

(11) 前各号に掲げる場合のほか、法令又はこの約款若しくは個別契約に違反し又は作業所長の指示に従わないなど契約の目的を達成することができないと認められるとき

2. 甲は、前項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

3. 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相当する請負代金相当額を乙に支払う。

4. 前項の場合において、第40条に基づく前払金又は第41条に基づく部分払金があったときは、その金額を前項の出来形部分及び工事材料に相当する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

5. 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を要求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第48条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

2. 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

3. 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第49条 (乙の解除権) 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、個別契約を解除することができる。

(1) 第44条(乙の中止権)第1項の規定による工事の施工の中止期間が6か月間を超えたとき、ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(2) 甲がこの約款又は個別契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

(3) 甲に破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始・特別清算開始の申立てがあったとき

(4) 甲に支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき

2. 第47条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。ただし、第47条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

3. 乙は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第50条 (契約の失効) 元請契約が解除され又は元請工事の内容が変更されるなどにより、個別契約の目的が消滅したときは、個別契約は当然に効力を失うものとする。

2. 前項の規定により個別契約が効力を失った場合は、甲乙協議して清算するとともに、第47条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定を準用する。ただし、第47条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

第51条 (解除、失効に伴う措置) 個別契約が解除され又は失効したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付け等の処置を行う。

2. 前項の処置がおくれているとき、催告しても、正当な理由なく、なお行われないうときは、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。この場合には、次条(期限の利益の喪失と相殺)を準用できるものとする。

第52条 (期限の利益の喪失と相殺) 甲及び乙は、相手方に対して有する弁済期の到来した債権と相手方に対して負担する債務と相殺することができる。

2. 甲又は乙が、第47条(甲の解除権)第1項若しくは、第49条(乙の解除権)第1項の各号の一に該当したとき、当該甲又は乙は、契約解除の有無にかかわらず、この約款の各条項において相手方に対し返還すべき立替金、損害賠償等の一切の債務の期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

第53条 (届出事項とその変更) 乙の印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、乙は、甲に対し、直ちに書面によってその変更を届出するものとする。

2. 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとする。

第54条 (紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

第55条 (審査会の仲裁) 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めた場合において、甲乙双方が合意したときは、審査会の仲裁に付することができる。

第56条 (情報通信の技術を利用する方法) この約款において書面により行わなければならないとされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求、申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第57条 (補則) この約款並びに個別契約書の疑義及び定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。